

いま注目される 著作権とは?

現在、著作権は発明(特許・実用新案)、意匠、商標などの工業所有権などと同じ「知的創作物」に認められる権利で、無体財産権と呼ばれています。作品が生まれた瞬間から権利は生まれ、**登録の必要がない**ことに大きな特徴があります。



コンピュータソフトの社内使用のための複製

著作権者の事前承諾を得ないで複製した場合は著作権を侵害した事になり違法コピーになります。



写真の合成

2枚のうち1枚でも他人が撮影したものならば著作権者からの許諾が必要となります。合成後の写真には二次的著作権が発生します。

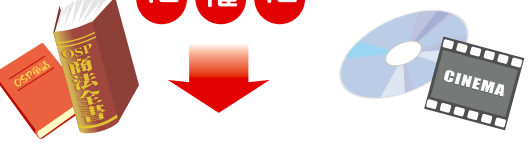
ネットからコピー(他人が撮影) + オリジナルphoto(本人が撮影) → ポスターを制作

デザインレイアウト、イラストの酷似

著作権は自動的に発生しますので他人のレイアウトやイラストに似たものを制作する場合は、著作権の存否を確認して著作権の侵害にならないように注意が必要です。



知的財産権



	著作権	著作人格権	著作隣接権
権利の性質	財産的権利 譲渡できる	人格的権利 譲渡できない	財産的権利 譲渡できる
権利者	著作者	著作者	実演家 レコード制作者 放送事業者
権利の内容	複製権 上映権 演奏権 公衆送信権 口述権 展示権 上映権 頒布権 貸与権 翻訳権 翻案権 その他	公表権 氏名表示権 同一性保持権	録音権 録画権 放送権 有線放送権 送信可能化権 貸与権 複製権 その他
権利の保護期間	一般著作物は原則として 著作の時から 著作者死後 50年	原則として 永久	実演、音の固定、 放送、有線放送 を行った時から 50年

その他、要望、ご意見等ありましたら
企画製版部企画課までお問い合わせ願います。
E-mail:shinya@osp.co.jp

Q&A

いっしょにませ!
ドラッグストアキノコズでは
只今、全品10%OFFフェア
を開催しております
詳しくはレジにてお聞き



Q 顧客から案内ラベルの印刷依頼を受けました。入稿データに有名キャラクターがコピーで入っていましたがそのまま印刷しても問題ないでしょうか?

A 依頼者が著作権者の承諾を得ていると思って印刷した場合は、権利侵害になりません。しかし印刷業にかかわる者として注意不十分という理由で著作権者から権利侵害、損害賠償の当事者として訴えられる可能性があります。

Q 企画から印刷までを受注しました。印刷物以外の製版フィルム、版下などの中間生成物の所有権と使用権はどこにあるのでしょうか?

A 商品である印刷物の所有権は当然発注者へ移転しますが、印刷工程で生まれた製版フィルムが発注者の所有物であるという事はありません。また、発注者には著作権のひとつである複製権がない為、その印刷物を無断で刷り増しを行い使用することはできません。

発注者 印刷物の所有権
受注者 中間生成物の所有権 複製権

Q 他人のレイアウトやイラストなどをコンピュータに入力して、下絵として利用すると問題があるのでしょうか?

A 他人の著作物をコンピュータに蓄積する(入力した情報を直ちに処理して消去するような場合を除く)ことは、複製に該当します。複製権を侵害することになり、事前に著作権者からの許諾が必要です。

アザラシくん 来訪記念
スキャナー
複製権侵害